

議案第41号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

【議案提出担当課：総務課】

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、国家公務員に準じ、本町の職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制の導入等を行うため、関係する条例において所要の改正等を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係）

① 定年の段階的引上げ

職員の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。

現行	令和5・6年度	令和7・8年度	令和9・10年度	令和11・12年度	令和13年度以降
60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）を措置する。（付則第3条から付則第6条及び付則第12条から付則第19条関係）

② 管理監督職勤務上限年齢制の導入

- ・組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入する。
- ・その対象範囲は、管理職手当の支給対象となっている職とし、管理監督職勤務上限年齢は、60歳とする。
- ・職務遂行上の特別な事情がある場合等において、1年単位で異動期間を延長し、引き続き管理監督職として、勤務させることができることとする。

③ 定年前再任用短時間勤務制度の導入

- ・60歳以後、定年前に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務制度を導入する。
- ・任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日までとし、勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度（短時間勤務）と同様とする。

④ 情報提供・意思確認制度の新設

- ・ 当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努める。

(2) 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第9条関係）

- ・ 当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、60歳前の給料月額の7割水準に設定する。
- ・ 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止とする昇給抑制制度を導入する。

(3) 斑鳩町職員の再任用に関する条例の廃止（第11条関係）

(4) その他法令の改正による条文整理等所要の改正

2. 施行期日

令和5年4月1日から施行します。